

北海道ESGプロボンドマーケットに関する Q&A

目次

- 北海道 ESG プロボンドマーケット創設のねらい..... (P.3)
- Q1 北海道 ESG プロボンドマーケット 創設の目的はなんですか。
- Q2 債券発行者及び投資家にとっての 北海道 ESG プロボンドマーケットのメリットはなんですか。
- 総則、定義(特例第 1 条～第 6 条、第 201 条～第 204 条関係)..... (P.3)
- Q3 どのような有価証券が上場できますか。
- Q4 開示資料の言語を変更することはできますか。
- 上場申請、上場適格性(特例第 205 条～第 211 条関係)..... (P.4)
- Q5 「有価証券新規上場申請書」の受付方法、受付の窓口と受付時間について教えてください。
- Q6 北海道地区に本支店を置かない発行体又は札幌証券取引所に株式を上場していない発行体の債券でも、北海道 ESG プロボンドマーケットへの上場は可能ですか。
- Q7 特定証券情報とは何ですか
- Q8 特定証券情報には、本所指定様式以外の様式の利用は可能ですか。
- Q9 債券について保証を受けている場合、保証会社に関する情報の開示は求められますか。
- Q10 特定証券情報に関する特例について教えてください
- Q11 許容される会計基準について教えてください。
- Q12 特定証券情報の公表方法を教えてください。
- Q13 どのような債券が上場の要件をみますか。
- Q14 どのような方法で上場適格性要件の確認を行いますか。
- Q15 本特例でいう格付業者の範囲について教えてください。
- Q16 格付の取下げは、上場廃止基準に抵触しますか。
- Q17 格付のレベルは問わないという理解で正しいでしょうか。たとえば、BBB 格以上であることは必要ないという理解で良いですか。
- Q18 格付要件の例外について教えてください。
- Q19 本特例でいう ESG 評価機関の範囲について教えてください。
- Q20 ESG 評価の取下げは、上場廃止基準に抵触しますか。
- Q21 主幹事証券会社リストとはなんですか。
- Q22 主幹事証券会社リストは発行体ごとに作るものですか、それとも全銘柄についてひとつのリストを作るものですか。
- Q23 主幹事証券会社リストへの登録との要件は何ですか。
- Q24 主幹事証券会社リストへの登録には登録手数料はかかりますか。
- Q25 主幹事証券会社要件の例外について教えてください。

- Q26 債券の発行・上場に係る手続及び標準的な日程を教えてください
発行者の情報開示義務、その他の義務(特例第 212 条～第 218 条関係)..... (P.8)
- Q27 適時開示事項について教えてください。
- Q28 適時開示の方法について教えてください。
- Q29 適時開示義務が免除される場合について教えてください。
- Q30 発行者情報には、本所指定様式以外の様式の利用は可能ですか。
- Q31 発行者情報の開示が必要ない場合について教えてください。
- Q32 許容される会計基準について教えてください。
- Q33 発行者情報の公表方法を教えてください。
- Q34 上場債券の発行者のウェブサイトの整備についてはどのようなことが期待されますか。
- Q35 上場に関する料金はどのような場合に発生しますか。具体的な金額はいくらですか。
- 市場秩序の維持、上場廃止(特例第 219 条～第 221 条関係)..... (P.10)**
- Q36 債券の上場廃止は、どのような場合になされますか。
- Q37 上記以外の理由による申請による上場廃止は可能ですか。
- 売買制度(業務規程等)..... (P.11)**
- Q38 上場債券の売買は北海道 ESG プロボンドマーケットの取引所外で行ってもよいのですか。
- Q39 債券の売買単位について教えてください。
- Q40 投資家の範囲について教えてください。
- 清算・決済制度(清算・決済規程等)..... (P.12)**
- Q41 北海道 ESG プロボンドマーケットの取引所における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。
- Q42 北海道 ESG プロボンドマーケットの取引所外における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。
- 法令、その他..... (P.12)**
- Q43 新規上場及び既上場債券の勧誘を行うに当たって、金融商品取引法により求められる譲渡制限にかかる手続きについて教えてください。
- Q44 上場債券に関する告知義務について教えてください。
- Q45 証券会社による引受審査・デューデリジェンスの内容、程度について教えてください。
 北海道 ESG プロボンドマーケットの規則上の制約・義務はありますか。
- Q46 日本証券業協会の売買参考統計値の対象にはなりますか。

北海道 ESG プロボンドマーケット創設のねらい

Q1 北海道 ESG プロボンドマーケット 創設の目的はなんですか。

A1 北海道 ESG プロボンドマーケットは、2008 年の金融商品取引法改正で導入された「プロ向け市場制度」に基づく、プロ投資家向けの債券市場です。

本市場の開設は、ESG 債市場として先行しているヨーロッパ市場におけるルクセンブルグ・グリーン取引所を参考にして ESG 債専用のマーケットを日本市場に定着させることを目的とするものです。

具体的には、本市場の存在により ESG 債発行が活発化し、国内はもとより、海外の投資家からも投資資金を呼込むことにより、今後具体化される北海道の再生可能エネルギー導入をはじめとする ESG プロジェクト及びその関連事業へ円滑に資金供給がなされ、本市場自体もグローバルな債券市場に発展することを目指しております。

Q2 債券発行者及び投資家にとっての 北海道 ESG プロボンドマーケットのメリットはなんですか。

A2 北海道 ESG プロボンドマーケットでは、投資家への情報提供の質は維持した上で、上場申請時に必要となる書類や手続きが大幅に簡素化・効率化されており、債券発行者にとっては市場環境に対応した機動的かつ柔軟な上場が可能となるメリットがあります。

投資家にとってのメリットは、まず、北海道 ESG プロボンドマーケットを利用した債券上場が増えることにより、より多くの発行体の上場債券が日本で起債されることになり、国内外の投資家にとって日本市場における投資対象が多様化します。

また、欧州の投資家など、上場銘柄のみを投資適格としている海外投資家にとっても日本で起債される債券への投資が可能になり、投資運用機会の拡充につながります。投資家にとって必要な情報は本所及び発行者のウェブサイトの開示され、簡便にアクセスできるようになります。

総則、定義(特例第 1 条～第 6 条、第 201 条～第 204 条関係)

Q3 どのような有価証券が上場できますか。

A3 内国法人の発行する社債券、特別の法律により内国法人の発する債券、投資法人債券、内国の者の発行する地方債証券、内国法人又は外国法人の発行する特定社債券、特定目的信託の受益証券(発行者が内国法人のものに限ります。)のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のものが上場の対象です。社債券については、いわゆる普通社債のほか、仕組み債についても、社債券の定義に当てはまる限りにおいては上場可能ですが、転換社債や交換社債については、対象とはしておりません。

Q4 開示資料の言語を変更することはできますか。

A4 開示資料の言語は日本語又は日本語・英語双方の併記とします。

上場申請、上場適格性(特例第 205 条～第 211 条関係)

Q5 「有価証券新規上場申請書」の受付方法、受付の窓口と受付時間について教えてください。

A5 上場申請の受付は、持参、郵送、または電子媒体により承ります。窓口は、本所の新事業推進部となります。受付時間は、基本的には本所の営業時間(9 時 00 分から 17 時 00 分まで)とさせていただきます。郵送や電子媒体による場合も、同様です。

Q6 北海道地区に本支店を置かない発行体又は札幌証券取引所に株式を上場していない発行体の債券でも、北海道 ESG プロボンドマーケットへの上場は可能ですか。

A6 円建て債券で、上場基準を満たしていれば、上場可能です。

Q7 特定証券情報とは何ですか

A7 特定証券情報とは、法 27 条の 31 に定める特定勧誘等※を行って北海道 ESG プロボンドマーケットに債券を上場する有価証券(プロ私募債、受益証券等)の発行体のみが提出、公表する必要のある書類です(なお、当該債券が金融商品取引法第3条各号に規定する有価証券(地方債等)又は公募債の場合には、特定証券情報を提出、公表する必要はありません。)。特定証券情報は、有価証券の募集の場合の有価証券届出書に相当するものといえます。特定証券情報の内容、書式は本所が定めます。また、1 年間継続して有価証券報告書を提出している発行体においては、特定証券情報に財務書類を含む企業情報を記載する必要がなくなります。

※ 特定勧誘等とは、一定の要件の下、特定投資家(適格機関投資家を始めとしたいわゆる「プロ」の投資家)のみを相手方として、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(特定取得勧誘)や、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘(特定売付け勧誘等)を行うことを言います。

Q8 特定証券情報には、本所指定様式以外の様式の利用は可能ですか。

A8 特例施行規則第 203 条第 2 項に基づき、本所が適当と認める場合には可能です。本所指定様式を利用しない場合、本所は、本国開示書類を参照する場合の本国関連法制、採用する会計基準、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 2 条第 2 項第 1 号イからニまでの事項の該当箇所などについて、事前に確認します。

Q9 債券について保証を受けている場合、保証会社に関する情報の開示は求められますか。

A9 特定証券情報の本所指定様式では、発行者の保証会社の情報の記載欄を設けていません。

Q10 特定証券情報に関する特例について教えてください

A10 1年間継続して有価証券報告書を開示している発行体は、特定証券情報に、有価証券報告書を提出している旨を記載することが求められ、本所指定様式第二部の【企業情報】の記載を省略することができます。また、発行者情報(北海道 ESG プロボンドマーケットの場合の継続開示)の提出・公表も不要です。また、金融商品取引法上の開示規制の適用を受けられる債券(同法第3条各号に掲げる有価証券(地方債等))の新規上場申請に際しては、特定証券情報にかえて発行要項(本所指定様式の第一部【証券情報】に相当する情報を含む)を提出することが求められます。

また、公募債の新規上場申請を行うに際しては、特定証券情報にかえて、当該公募債に係る有価証券届出書の写し、又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写しを提出することが求められます。

Q11 許容される会計基準について教えてください。

A11 日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準(IFRS)の3基準と、これら3基準のいずれかと同等であることを本所が認めた基準が許容されます。本所は、個別の発行体の会計基準ごとに、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準(IFRS)3基準との同等性を判断します。同等性の判断に際しては、当該3基準以外の会計基準に基づいて作成された財務書類が、国内外の主要な債券市場等(例:ユーロ市場、米国市場)において開示されている等の実績を勘案します。また、かかる同等性の判断には、当該会計基準に基づく財務計算に関する書類を財務書類として提出することにつき、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めた事例の有無等を勘案するものとします。日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準(IFRS)の3基準以外により作成した財務諸表の開示をご検討している場合は、事前に本所にご相談ください。本所が認めた基準による場合は、当該3基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容につき開示しなければなりません。

参考条文:

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 131 条

Q12 特定証券情報の公表方法を教えてください。

A12 本所のウェブサイト又は発行者等の情報を掲載するウェブサイトのいずれかに継続して掲載する方法により、公表していただきます。なお、発行者のウェブサイトに掲載する方法をとる場合には、投資家に確実かつ適切に対応する必要があります。

Q13 どのような債券が上場の要件をみますか。

A13 上場適格性要件は、特例第 211 条各号記載のとおりです。

具体的には、以下の 3 つとします。

- (1) 上場しようとする銘柄は、格付業者による格付を取得していること(信用格付要件)
但し、地方債及び政府・地公体・当取引所が認める金融機関による保証債は対象外とします。
- (2) 上場しようとする銘柄は、当取引所が定める ESG 評価機関による ESG 評価を受けていること(ESG 評価要件)
- (3) 主幹事証券会社が「主幹事証券会社リスト」に登録されていること(主幹事証券会社要件)。
但し、当取引所が認める金融機関の総額引受による場合は対象外とします。

Q14 どのような方法で上場適格性要件の確認を行いますか。

A14 本所は、債券が特例第 211 条各号の上場適格性の要件を満たしていることを以下の方法で確認します。なお、株式の上場とは異なり、形式的な要件の確認のみであるため、この確認にはほとんど時間を要しません。

(1) 信用格付要件

有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)、又は発行者情報若しくは特定証券情報(これらの訂正情報を含む。)の記載をもって確認します。

ただし、上記から確認できない場合等には、追加で必要な確認書類の提出を求めます。

(2) ESG 評価要件

有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)、又は発行者情報若しくは特定証券情報(これらの訂正情報を含む。)の記載をもって確認します。

ただし、上記から確認できない場合等には、追加で必要な確認書類の提出を求めます。

(3) 主幹事証券会社要件

有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)、又は発行者情報若しくは特定証券情報(これらの訂正情報を含む。)の記載をもって確認します。

Q15 本特例でいう格付業者の範囲について教えてください。

A15 規則上は、「法第2条第36項に規定する信用格付業者及び外国法に準拠して設立された格付会社(当該信用格付業者と同等の規制及び監督を受ける者に限る。)」と定めています。国内・海外の格付会社がこれにあたります。現在のところ、これに該当すると考えられるのは、スタンダードアンドプアーズ(日本法人に限らない。)、ムーディーズ(日本法人に限らない。)、フィッチ(日本法人に限らない。)、格付投資情報センター、日本格付研究所及びRAM Rating Services Berhad です。なお、これ以外の格付業者についても、該当する可能性がありますので、個別にご相談ください。

Q16 格付の取下げは、上場廃止基準に抵触しますか。

A16 格付の取下げは、上場廃止基準に抵触しません。

Q17 格付のレベルは問わないという理解で正しいでしょうか。たとえば、BBB格以上であることは必要ないという理解で良いですか。

A17 ご理解のとおり、格付のレベルは問いません。

Q18 格付要件の例外について教えてください。

A18 上場しようとする債券が地方債である場合と、国、国内の地方公共団体若しくは本所が適当と認める金融機関(国際協力銀行、信用保証・投資ファシリティ(CGIF: Credit Guarantee and Investment Facility)、アジア開発銀行、世界銀行グループ等、A15に掲げる格付業者による信用格付を取得している金融機関)による保証を受けている場合については、債券が格付を取得する必要はありません。

Q19 本特例でいうESG評価機関の範囲について教えてください。

A19 規則上は、本所が定めることとしており、具体的には、以下のいずれかに該当する機関とします。

- (1) ICMAの外部レビューアールとして登録されていること
- (2) CBI認定検証者として登録されていること
- (3) 環境省のグリーンファイナンスサポーターズ制度における発行支援者(レビュー部門)として登録されていること

Q20 ESG評価の取下げは、上場廃止基準に抵触しますか。

A20 ESG評価の取下げは、上場廃止基準に抵触しません。

Q21 主幹事証券会社リストとはなんですか。

A21 主幹事証券会社リストとは、本所が作成するリストで、北海道 ESG プロボンドマーケットへの債券の上場及び発行登録情報の開示にあたって主幹事証券たりうる証券会社のリストです。

Q22 主幹事証券会社リストは発行体ごとに作るものですか、それとも全銘柄についてひとつのリストを作るものですか。

A22 主幹事証券会社リストは、発行体ごとではなく、全銘柄共通のリストとして本所が作成・公表するものです。

Q23 主幹事証券会社リストへの登録との要件は何ですか。

A23 主幹事証券会社リストへの登録は、当該リストへの登録を希望する証券会社からの申請を受け、これまでの内外の債券発行に係る主幹事実績等を勘案して本所が登録の可否を決定します。また、本所がリストへの掲載の継続が不相当と認める場合(例えば当該証券会社が債券の引受業務から撤退してしまったような場合)には、登録の取消しを行います。

Q24 主幹事証券会社リストへの登録には登録手数料はかかりますか。

A24 主幹事証券会社リストへの登録には手数料はかかりません。

Q25 主幹事証券会社要件の例外について教えてください。

A25 本所が適当と認める金融機関が当該債券の総額を購入しているとき、証券会社による債券の引受は行われませんが、当該金融機関の審査による当該債券の質の確認が行われると考えられるため、このような場合については主幹事証券会社要件の例外とします。

Q26 債券の発行・上場に係る手続及び標準的な日程を教えてください。

A26 通常は、上場日は債券発行にかかる払込日の翌日となります。なお、本所における諸手続のため、上場申請は上場日の5営業日前までに行われる必要があります。上場しようとする債券が振替債である場合、発行体固有名コード(ISINコードを構成する5桁のコード)をもたない発行体については、証券コード協議会からこれを事前に取得する必要があります。また、証券保管振替機構を初めて利用する場合には、同機構への制度参加申請が事前に必要です。両手続とも、1~2週間ほどかかりますので、上場日までにこれらの手続を済ませておくことをおすすめします。加えて、条件決定後払込日までに、ISINコード取得のために銘柄情報登録をする必要があります。

発行者の情報開示義務、その他の義務(特例第212条~第218条関係)

Q27 適時開示事項について教えてください。

A27 適時開示事項は特例第 214 条に定められているとおりです。具体的には、解散、破産、不渡りなどの事項です。

Q28 適時開示の方法について教えてください。

A28 特例第 213 条第 1 号 a 及び b 並びに第 2 号 a 及び b の内容は TDnet で開示する方法により、その他の内容は本所のウェブサイト又は発行者等の情報を掲載するウェブサイトのいずれかに掲載する方法により、公表していただきます。

Q29 適時開示義務が免除される場合について教えてください。

A29 国内金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社と、事業活動の開示を必要としない債券(地方債、特定社債、特定目的信託の受益証券については、特例第 213 条の適時開示義務は免除されます(ただし、発行体のウェブサイトにおける掲載場所を工夫する、本所のウェブサイトを利用するなど、株券等の上場に伴う開示情報の積極的な発信が望まれます)。

Q30 発行者情報には、本所指定様式以外の様式の利用は可能ですか。

A30 特例施行規則第 207 条第 2 項に基づき、本所が適当と認める場合には可能です。本所指定様式を利用しない場合、本所は、採用する会計基準、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 7 条第 3 項第 1 号イからハまでの事項の該当箇所などについて、事前に確認します。

Q31 発行者情報の開示が必要ない場合について教えてください。

A31 有価証券報告書の提出義務のある発行者については、発行者情報の開示は必要ありません(ただし、発行体のウェブサイトにおける掲載場所を工夫する、本所のウェブサイトを利用するなど、有価証券報告書などの開示情報の積極的な発信が望まれます)。また、当該上場債券が金融商品取引法上の開示規制の適用を受けられる有価証券(同法第 3 条各号に掲げる有価証券(地方債等))であって当該上場債券に係る取得勧誘を行う場合も、発行者情報の開示は必要ありません。

Q32 許容される会計基準について教えてください。

A32 (以下、A11 と同内容です。)

日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準(IFRS)の 3 基準と、これら 3 基準いずれかと同等であることを本所が認めた基準が許容されます。本所は、個別の発行体の会計基準ごとに、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準(IFRS)3 基準との同等性を判断します。同等性の判断に際しては、当該 3 基準以外の会計基準に基づいて作成された財務書類が、国内の主要な債券市場等において開示されている等の実績を勘案します。

また、かかる同等性の判断には、当該会計基準に基づく財務計算に関する書類を財務書類として提出することにつき、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めた事例の有無等を勘案するものとします。日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準(IFRS)の3基準以外により作成した財務諸表の開示をご検討している場合は、事前に本所にご相談ください。本所が認めた基準による場合は、当該3基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容につき開示しなければなりません。

参考条文：

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 131 条

Q33 発行者情報の公表方法を教えてください。

A33 本所のウェブサイト又は発行者等の情報を掲載するウェブサイトのいずれかに継続して掲載する方法により、公表していただきます。なお、発行者のウェブサイトに掲載する方法をとる場合には、投資家に確実かつ適切に情報が伝わるようにすることが望まれます。

Q34 上場債券の発行者のウェブサイトの整備についてはどのようなことが期待されますか。

A34 債券の発行者の開示情報は、本所のウェブサイトと発行者のウェブサイトに開示されることが期待されます。発行者のウェブサイトを利用して公表を行う場合には、それを閲覧する投資家の目から見て、開示資料の掲載場所や内容が分かりやすいことが求められます。また、取引所のウェブサイトを利用して公表を行う場合であっても、開示資料の掲載場所等の各サイトへのリンクが貼られた取引所のウェブサイトの URL を、発行者のウェブサイトにおいても表示することなどの工夫が求められます。

Q35 上場に関する料金はどのような場合に発生しますか。具体的な金額はいくらですか。

A35 上場に関する料金は、特例施行規則の別表(債券の上場に関する料金)のとおり、「新規上場手数料」と「(年間)上場維持手数料」に区分されます。「新規上場手数料」としては、50万円を申し受けます。また、1年毎の「(年間)上場維持手数料」として、5万円を後払いで申し受けます。なお、上記手数料に消費税額を加算した金額を支払っていただく必要があります。

市場秩序の維持、上場廃止(特例第 219 条～第 221 条関係)

Q36 債券の上場廃止は、どのような場合になされますか。

A36 特例第 221 条に基づき、(1)最終償還期限が到来する場合、(2)債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合、(3)吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される場合、(4)期限の利益を喪失した場合、(5) 指定振替機関振替業等(指定振替機関の振替業又は外国の法令に準拠して外国において振替業若しくは債券の

保管及び振替に関する業務を行う者のこれらの業務をいいます。)における取扱いの対象とならないこととなった場合、の各場合に上場廃止されます。また、前(1)から(5)の各場合のほか、上場債券の発行者が、有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)、又は発行者情報若しくは特定証券情報(これらの訂正情報を含む。)について重大な虚偽記載を行った場合等、本所が上場廃止を適当と認めた場合には、当該発行者が発行する債券全銘柄の上場を廃止します。また、上場債券の発行者が規則に違反した場合の措置として上場廃止措置がとられる場合があります(特例第 220 条第 1 項)。

Q37 上記以外の理由による申請による上場廃止は可能ですか。

A37 申請による上場廃止は受け付けない方針です。

売買制度(業務規程等)

Q38 上場債券の売買は北海道 ESG プロボンドマーケットの取引所外で行ってもよいのですか。

A38 従来の債券と同様、北海道 ESG プロボンドマーケットの取引所外において売買を行っていただいても結構です。

Q39 債券の売買単位について教えてください。

A39 売買単位は、額面金額に拘わらず、1 億円以上 1 億円単位とします。

Q40 投資家の範囲について教えてください。

A40 北海道 ESG プロボンドマーケットに売買注文を出せる者の範囲は、札幌証券取引所会員証券会社ですが、委託注文も含め、買付け注文が可能な投資家は①特定投資家及び②非居住者となります。金商法第 3 条各号に規定する有価証券(地方債等)及び公募債の売付け注文は、特定投資家以外の投資家でも可能です。特定投資家とは、以下の投資家を言います。

(特定投資家)

(1) 適格機関投資家

(2) 国

(3) 日本銀行

(4) その他(金融商品取引業者等への申出により一般投資家への移行が可能)

① 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人

② 金商法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金

③ 預金保険機構

- ④ 農水産業協同組合貯金保険機構
- ⑤ 保険業法第二百五十九条に規定する保険契約者保護機構
- ⑥ 特定目的会社
- ⑦ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社
- ⑧ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が五億円以上であると見込まれる株式会社
- ⑨ 金融商品取引業者又は法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者である法人
- ⑩ 外国法人

(特定投資家以外の法人及び一定の要件に該当する個人(金融商品取引業者等への申出により特定投資家への移行が可能))

- (1) 上記以外の法人(地方公共団体、資本金五億円未満の株式会社など)
- (2) 出資の合計額が三億円以上の匿名組合契約を締結した営業者である個人等
- (3) 三億円以上の金融資産および純資産を持ち、金融商品について一年以上の取引経験を有する個人
- (4) 五億円以上の金融資産、純資産を持ちまたは前年に一億円以上の収入があり、金融商品について一年以上の取引経験を有する個人
- (5) デリバティブに係る十分な取引経験を有し、三億円以上の金融資産または純資産を持ち、金融商品について一年以上の取引経験を有する個人
- (6) 特定の知識経験を有し、一億円以上の金融資産、純資産を持ちまたは前年に一千万円以上の収入があり、金融商品について一年以上の取引経験を有する個人

清算・決済制度(清算・決済規程等)

Q41 北海道 ESG プロボンドマーケットの取引所における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。

A41 国内発行の債券について北海道 ESG プロボンドマーケットの取引所で売買を行った場合には、日本証券クリアリング機構を通じて清算・決済を行うこととなります。

Q42 北海道 ESG プロボンドマーケットの取引所外における債券の売買の清算・決済はどのように行いますか。

A42 北海道 ESG プロボンドマーケットの取引所外で売買を行った場合には、国内発行の各証券会社において定める方式により清算等を行うこととなります。

法令、その他

Q43 新規上場及び既上場債券の勧誘を行うに当たって、金融商品取引法により求められる譲渡制限にかかる手続きについて教えてください。

A43 (新規上場時)

北海道 ESG プロボンドマーケットに上場しようとする債券について特定勧誘等を行う場合には、原則として、(1)発行体と投資家との間及び証券会社と投資家との間でそれぞれ譲渡制限契約を締結すること、又は(2)投資家に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面に譲渡制限の内容が記載されており、かつ、かかる内容が証券会社から投資家に対して説明され、当該投資家が譲渡制限を遵守することのいずれかを満たすことが求められます。上記(1)について、金融庁によれば、当該譲渡制限契約の締結の具体的な方法については特に限定されるものではないとされており、投資家が書面を交付する方法や、証券会社が発行体を代理して契約を締結する方法が例示されています(平成 20 年 12 月 2 日公表の金融庁パブリックコメントに対する回答 5 ページ 6 番、企業内容等開示ガイドライン 2-1-2)。これらを踏まえると、北海道 ESG プロボンドマーケットに上場しようとする債券にかかる証券会社と投資家との間の契約締結の方法の具体例としては、証券会社が投資家に対して法令上要求される事項を記載した書面を交付する方法によって契約を締結することが考えられます。また、発行体と投資家との間の契約締結の方法としては、(a) 上記書面交付の際に、証券会社が発行体を代理して投資家に対して書面を交付する方法、これとは逆に、(b) 証券会社が投資家を代理して発行体に書面を交付する方法、又は(c) 証券会社が、発行体及び投資家の双方を代理する方法(その場合、双方代理に係る同意をそれぞれから得る必要があります。)が考えられます。これらの書面の交付については、従来の公募債の新規発行と比較して、各当事者の事務手続の負担を増大させることがないように留意する必要があります。そこで、証券会社と投資家との間の譲渡制限契約については、当該書面により、北海道 ESG プロボンドマーケットに上場しようとする銘柄全部についてあらかじめ包括的に譲渡制限契約を締結することとし、個別の契約を不要とすることについて投資家の同意を得ておくことが考えられます。この方法によれば、証券会社は投資家が最初に北海道 ESG プロボンドマーケット上場銘柄についての取引を行う際に、上記書面の交付をすれば足りることになります。また、発行体と投資家との間の譲渡制限契約については、例えば上記(b)の方法による場合には、投資家から証券会社に対して包括的な代理権授与を行うことができると考えられます。なお、金融庁は、「適格機関投資家に対する告知義務については、あらかじめ包括的に告知内容を記載した書面の交付を行った上で、適格機関投資家の同意があれば、個別取引ごとの告知は不要である」という考え方をとっています(平成 21 年 12 月 22 日公表の金融庁パブリックコメントに対する回答 5 ページ 4 番)。これは、当該書面において対象となる有価証券が特定されており、かつ、個別取引ごとの告知は不要であることについて投資家の同意がある場合に、包括的な告知を許容する趣旨です。この趣旨は、特定投資家に対して特定投資家向け取得勧誘等を行う際の譲渡制限契約及びこれに関する代理権授与についても当てはまるものであり、特定の方法は「北海道 ESG プロボンドマーケット上場銘柄」で足りる。なお、譲渡制限契約は、当事者間で契

約が成立すれば足りるものとされていますので、契約書の形式(例えば記名押印の要否など)については各当事者の判断に委ねられることとなります。

例えば、投資者と発行体との間の譲渡制限契約については、社債権者と発行体との間の社債契約(一般的には社債要項)の中で、金融商品取引法で定められている譲渡制限にかかる内容を譲渡制限条項として明記し、投資者が、当該条項の内容及び当該条項が同法に基づくものである旨を認識したうえで約定することにより、投資者と発行体との間で譲渡制限契約を成立させることも可能です。

上記(2)について、具体的には、いわゆる社債要項に当該取引の条件として譲渡制限の内容を記載し、投資家に交付することが考えられます。なお、定義府令第12条第1号ロ(2)に定める、「当該有価証券が外国において発行される有価証券である場合は、金融商品取引所が公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認める書面」とは、いわゆる社債要項のほか、当該国の法規制、実務慣行等により、当該取引の条件を記載したものとして一般的に投資家に交付される書面(取引の条件が記載された、いわゆるプライシング・サプリメント等)であって、特定証券情報の一部を構成するものとして本所が認める書面を指します。

(既上場債券)

法27条の31第1項に定める特定勧誘等を行って北海道 ESG プロボンドマーケットに上場した債券について市場外で OTC 取引を行う場合には、特定投資家向け売付け勧誘等に該当し、勧誘を行う者とその買付者との間で譲渡制限契約の締結が必要となります。なお、投資家が行う取引が買付けか売付けかによって、投資家が買付者になる場合(証券会社が勧誘を行う者となる。)又は投資家が勧誘を行う者になる場合(証券会社が買付者となる。)の両方の場面があります。この場合の譲渡制限契約については、基本的に北海道 ESG プロボンドマーケットに上場しようとする債券について特定投資家向け取得勧誘を行う場合の譲渡制限契約と同様に考えることができます。すなわち、証券会社が投資家に対して法令上要求される事項を記載した書面を交付する方法によって契約を締結することが考えられます。また、上場債券の OTC 取引については、取引が頻繁に行われることも想定されるため、取引の都度譲渡制限契約を個別に締結することは、事務手続の負担を増大させることになりかねません。そこで、当該書面により、北海道 ESG プロボンドマーケットの上場銘柄全部についてあらかじめ包括的に譲渡制限契約を締結することとし、個別の契約を不要とすることについて投資家の同意を得ておくことが考えられます。この方法によれば、証券会社は投資家に対して、北海道 ESG プロボンドマーケット上場銘柄にかかる最初の取引を行う際に上記書面のやりとりをすれば足りることとなります。金融庁は、「適格機関投資家に対する告知義務については、あらかじめ包括的に告知内容を記載した書面の交付を行った上で、適格機関投資家の同意があれば、個別取引ごとの告知は不要である」という考え方をとっています(平成 21 年 12 月 22 日公表の金融庁パブリックコメントに対する回答 5 ページ 4 番)。これは、当該書面において対象となる有価証券が特定されており、かつ、個別取引ごとの告知は不要であることについて投

資家の同意がある場合に、包括的な告知を許容する趣旨です。この趣旨は、特定投資家に対して特定投資家向け売付け勧誘等を行う際の譲渡制限契約についても当てはまるものであり、特定の方法は「北海道 ESG プロボンドマーケット上場銘柄」で足りります。

(開示免除証券)

以上は社債等の開示規制に服する有価証券のうち特定勧誘等の対象となるものを想定したものです。これに対し、例えば本邦の地方債等、そもそも金融商品取引法上の開示規制に服さない有価証券や金融商品取引法上の有価証券届出書等により既に開示が行われている公募債については、譲渡制限契約にかかる手続きは必要ありません。

参考条文：

特定投資家向け取得勧誘について、金融商品取引法 2 条 3 項 2 号ロ(2)、令 1 条の 5 の 2 第 2 項 3 号、定義府令 12 条 1 号ロ、11 条の 2 第 1 項特定投資家向け売付け勧誘等について、金融商品取引法 2 条 4 項 2 号ロ(2)、令 1 条の 8 の 2 第 3 号、定義府令 13 条の 6 第 1 号ロ、13 条の 5 第 1 項開示免除証券について、金融商品取引法 3 条

Q44 上場債券に関する告知義務について教えてください。

A44 北海道 ESG プロボンドマーケットに上場しようとする債券について特定投資家向け取得勧誘を行う場合には、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知が必要となります。当該告知について、書面の交付は必ずしも要求されていませんが、上記譲渡制限契約にかかる書面において、北海道 ESG プロボンドマーケットに上場しようとする銘柄全部についてあらかじめ包括的に告知すべき事項を記載しておき、個別の告知を不要とすることについて投資家の同意を得ておくことが考えられます。また、北海道 ESG プロボンドマーケットに上場した債券について市場外で OTC 取引を行う場合にも、勧誘を行う者から勧誘を受ける者に対して告知が必要となります。新規上場時と同様に、北海道 ESG プロボンドマーケット上場銘柄にかかる最初の取引を行う際に、譲渡制限契約にかかる書面において、北海道 ESG プロボンドマーケットの上場銘柄全部についてあらかじめ包括的に告知すべき事項を記載しておき、個別の告知を不要とすることについて投資家の同意を得ておくことが考えられます。

参考条文：

金融商品取引法 23 条の 13 第 3 項 1 号、開示府令 14 条の 14 の 2 第 2 項第 3 号

Q45 証券会社による引受審査・デューデリジェンスの内容、程度について教えてください。北海道 ESG プロボンドマーケットの規則上の制約・義務はありますか。

A45 引受証券会社による引受審査・デューデリジェンスの内容、程度について、北海道 ESG プロボンドマーケットの規則では具体的な義務を定めていません。ユーロ市場等のプラクティスを参考に引受審査・デューデリジェンスのレベルを各証券会社において個々のケース

に応じて判断していただくこととなります。なお、これに関連する北海道 ESG プロボンドマーケットの情報開示の仕組みを用いて特定勧誘等が行われる場合の北海道 ESG プロボンドマーケットの特徴としては以下が挙げられます。

1. 法律上、発行企業が日本の取引所に上場しているなど継続開示会社である場合には、発行時に公表する特定証券情報(有価証券届出書もしくは発行登録追補書類に相当するもの)において、継続開示書類(有価証券報告書及び四半期報告書等)を参照しないため(有価証券報告書等を開示している旨を記載すれば足りる)、金融商品取引法第 17 条及び 21 条(特定証券情報にも準用されている)で立証責任が転換されている証券会社の民事責任の対象に継続開示書類が含まれない(すなわち当該発行企業の継続開示書類は上記加重責任の対象にならない)ことから、同 17 条及び 21 条に係る引受証券会社の法的リスクは大きく軽減される。
2. 証券業協会が定める引受審査に係る規則は適用がない。
3. 北海道 ESG プロボンドマーケットは「プロ向け市場」ということで、個人投資家(特定投資家の範囲に入る個人を除く)を対象にしていないことから、証券会社においては、債券を購入する個人投資家を保護するために引受審査・デューデリジェンスをするという観点は必要なくなる。証券会社は、残額の引受リスク(自ら当該債券を保有することとなった場合の投資リスク)、プロフェッショナルとしてのレピュテーションリスク(例えば、販売後ほどなく発行体のこれまでの開示内容が大きく変更される、あるいは発行体が重要な情報を開示する等により債券の価格が大きく変動するリスク)等の観点から引受審査・デューデリジェンスを行うことになると考えられる。

参考条文：

民事責任について、金融商品取引法 27 条の 33、21 条 1 項 4 号継続開示会社が公表する特定証券情報の記載事項について、金融商品取引法 27 条の 31、証券情報等内閣府令 2 条 2 項 1 号

同じく発行者情報の公表を要しない場合について、金融商品取引法 27 条の 32 第 1 項、証券情報等内閣府令 7 条 5 項

元引受業者の義務について、金融商品取引法 40 条 2 号、金商業府令 123 条 1 項 4 号

Q46 日本証券業協会の売買参考統計値の対象にはなりますか。

A46 本所に上場している債券のうち所定の条件を満たすものは、日本証券業協会の売買参考統計値制度の対象となります。詳細は日本証券業協会のウェブサイトをご参照ください。

以上